

# 2020年第7回教育委員会定例会日程

日 時 2020年7月28日(火) 午後1時30分  
場 所 北栄町役場 第1委員会室

## 1 開 会

## 2 会議録署名委員の指名

## 3 行政報告

教育長、教育総務課長、生涯学習課長、図書館長、中央公民館長

## 4 議 案

議案第56号 北栄町学生生活支援事業給付金交付要綱の一部を改正する要綱の制定  
について

議案第57号 北栄町延長保育実施要綱の一部を改正する要綱の制定について

議案第58号 北栄町学校給食用食材関連事業者支援補助金交付要綱の制定について

議案第59号 北栄町区域外学校通学者給食費負担軽減給付金交付要綱の制定について

## 5 協議事項

・2020年度教育委員視察研修について

## 6 報 告

- ・令和元年度教育委員会関係事務事業の主要施策と成果について・・・資料1
- ・区域外就学の認定について・・・資料2
- ・大谷こども園在り方検討について・・・別冊
- ・スクールソーシャルワーカー活動状況について・・・当日配付

## 7 その他

・次回教育委員会 第8回定例会 8月 日( ) 時 分から

## 8 閉 会

# 7月行政報告

＝教育長＝

## ◎業務内容

- 6月24日 大谷こども園のあり方検討に係る保護者意見交換会
- 6月25日 鳥取県町村教育長会総会、第1回研修会
- 6月26日 三朝町教育長、三朝中学校長依頼訪問
- 6月30日 北栄町議会全員協議会  
北栄町人権を尊重するまちづくり審議会
- 7月 2日 北栄町いじめ問題対策連絡協議会
- 7月 3日 中部教育局人事協議  
幼児通級受理会議
- 7月 6日 自治功労表彰伝達式  
第1回北栄町発達支援連携協議会  
中部教育局来庁説明
- 7月 7日 北栄教育連絡会
- 7月 8日 北栄町議会全員協議会
- 7月 9日 大谷こども園のあり方検討に係る大谷自治会意見交換会
- 7月10日 北条町議会臨時会  
北栄町議会行政報告会
- 7月14日 鳥取県教委いじめ不登校総合対策センター事業説明  
田熊政榮氏感謝状贈呈
- 7月16日 鳥取県教委事業説明  
こども園会計年度職員任用面接
- 7月20日 定期監査報告
- 7月21日 学校主事任用面接
- 7月22日 自治会長会  
北栄町人権教育推進協力員会議
- 7月23日 みらい伝承館ワークショップ
- 7月27日 教科書採択協議会

## 第4回 教育連絡会

2020年7月7日

★私たちの中心にある一番の目的は

「子どもたちのために」

このことを忘れることなく、初心に戻って

★いじめ問題について

いじめの認知は、1学期が多いので、子ども達の様子をしっかりと観察して、兆候を見逃すことなく適切な対応をお願いします。

児童生徒や保護者からいじめの相談やアンケートへの書き込み等があったら担任が抱え

込むことなく、チーム学校できちっと対応してください。

### ★報連相+確認

報 良い結果も悪い結果も事実をありのまま伝える。

連 すばやく正確に伝える。組織で情報を共有する。

相 独断で判断せず、早めに上司に相談。相談する際は、問題点を整理して自分で代案を考えておく。

確認 結果の確認をしてください。

### ★登下校時の安全確保

保護者、地域、学校での通学路の点検、新入学児童・生徒への注意喚起を行ってください。

自転車運転ルールの徹底（ヘルメット着用、併走禁止）を図ってください。

通学路見守りボランティア、こどもかけこみ110番への協力依頼をしてください。

自転車損害賠償保険などへの加入促進を図ってください。

### ○熱中症対策について

夏本番を迎える季節になりました。「暑さ指数」を確認して、「運動は原則禁止」、「激しい運動は中止」、「積極的に休憩」などの対応をお願いします。

### ○夏休みを迎えるにあたって

子どもたちの日々の学習状況の観察や記録等を積み重ねてしっかりとした評価をお願いするとともに、2学期を見据えた学習指導をお願いします。

夏休み期間中の過ごし方の指導をお願いします。

地域で自然、人、ものに出会える機会に積極的に参加するよう促してください

### ○学校現場の働き方改革について

今年4月に策定した北栄町学校業務改善プランに沿って学校現場の働き方改革取り組んでいるところですが、昨年9月の県調査では、基準値に対し小学校では1.3ポイント増加、中学校では0.9ポイント減少でした。本町の小学校は25校中21番と25番、中学校は12校中5番と9番でした。改善プランで示している①時間管理意識保持の徹底、②業務の見直し、削減、③システム等の活用による業務の削減、効率化推進、④部活動の在り方の見直し、⑤外部人材の活用により時間外業務削減に努めてください。

### ○中学校スマホ持ち込みについて

文部科学省の有識者会議は、学校へのスマートフォンや携帯電話の持ち込みについて、3条件が整えば持ち込みを認める案を示しました。生徒、保護者、学校で議論してルール作りをしてください。メディアコントロールの徹底も行ってください。

### ○地教委への報告について

事件、事故が発生した場合は、些細なことであっても報告してください。保護者に謝罪したり、連絡したりした案件等については文書で、軽微なことについては口頭でもかまいません

ん。口頭連絡事項でも事務局では事件・事故記録簿に記載してください。

## ○夏の交通安全県民運動

2020年7月13日～22日

『つくろうよ 事故なし 笑顔の鳥取県』

- 重点1 高齢者、子ども及び障がい者の交通事故防止
- 重点2 自転車の安全利用の推進
- 重点3 飲酒運転の根絶
- 重点4 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

## =教育総務課=

### 1 第1回北栄町発達支援連携協議会について

7月6日、北栄町発達支援連携協議会の今年度第1回目となる会議を開催しました。出席者は21人（事務局11人含む）でした。

会議では、今年度の重点的な取組、町発達支援体制整備計画などについて、協議が行われました。次回第2回会議は、11月に開催します。

### 2 リーディングスキルテスト（RST）の実施について

今年度の新規事業として、中学1・2年生を対象に汎用的な基礎的読解力を測るリーディングスキルテストを実施しました。パソコンから出題される一人ひとり異なる問題に生徒全員が取り組みました。

実施日： 北条中7月13・14日、大栄中7月9日

### 3 新型コロナウイルス対策にかかる臨時交付金事業（追加分）について

国の第二次補正予算分事業として次のとおり実施します。

事業名	概要	予算額
修学旅行負担軽減事業	小中学校の修学旅行について、延期や感染防止のために増加する費用分について支援するもの。	2,499千円
区域外学校通学者給食費負担軽減事業	町外の学校に通う小中学生の給食費3ヶ月相当額を補助するもの。月上限：小学生4,800円、中学生5,500円。	683千円
学校保健特別対策事業	新たな生活様式を踏まえた学校内の環境を整えるため必要となる網戸、備品、消耗品を整備するもの。一部、国庫補助事業も活用。	15,046千円

### 4 不登校、問題行動等の状況

区分	不登校（30日以上）			6月の問題行動 （関係者数）	6月のいじめ 認知件数
	5月末	6月増	計		
北条小	0人	0人	0人	1人（万引き）	14件（冷やかし、軽く・ひどくぶつかる、物を隠す、嫌なこと強要）

大栄小	0人	4人	4人	2人（器物損壊）	
北条中	0人	2人	2人	1人（生徒間暴力）	4件（冷やかし、仲間はずれ、その他）
大栄中	1人	3人	4人		6件（冷やかし、軽くぶつかる）

## 5 学校教職員の超過勤務状況について

各小中学校教職員の6月分超過勤務の状況については、別紙のとおりです。

## 6 工事の発注状況

入札日	工事名等	内 容	指 名 業者数	落札業者	(上段)予定価格 (下段)契約金額	期間等
6/24	大栄小学校渡り廊下防水シート改修工事	3階渡り廊下(東・西)防水シートの改修	5社	(有)岩垣組	2,915,000 2,200,000	6/26 ～ 8/21

## =生涯学習課=

### 1 法務省人権擁護局長感謝状について

日にち 6月26日

場 所 町長室

概 要・畔田敏子さん(六尾)が、平成19年1月より長きにわたり人権擁護委員を務められ、功績が顕著として法務省人権擁護局長感謝状を受けられる。

・町長を表敬訪問し報告

### 2 北栄町人権を尊重するまちづくり審議会について

日にち 6月30日

場 所 大栄農村環境改善センター

概 要・個別法として制定された部落差別の解消の推進に関する法律に応じた条例制定を行う。

・検討事項、今後のスケジュールについて提案し承認

### 3 B&G海洋センタープールについて

7月1日、B&G海洋センタープールをオープンしました。体調確認の実施、更衣室利用を定員の半分に制限するなどコロナ対策を実施

### 4 北栄町文化財保存活用地域計画の説明及び茶臼山の歴史について

日にち 7月2日

場 所 北条健康福祉センター

概 要・第27回あつまらいや北条で「茶臼山をもっと知り、誇りにし、活動を盛り上げたい」の声に応え、茶臼山の歴史を説明し、併せて現在策定中の町地域文化財保存活用地域計画を紹介し、意見を求めました。

### 5 鳥取県部落解放月間について

期 間 7月10日(金)～8月9日(日)

概要・昭和44年7月10日に鳥取県が制定

- ・県民一人ひとりの同和問題に対する正しい理解と認識を深める。
- ・懸垂幕掲出、啓発ワッペン・リボン着用、各種啓発事業実施
- ・第45回人権尊重社会を実現する鳥取県研究集会は1年延期  
※代替研修会は実施予定

## 6 第2回北栄町スポーツ推進委員協議会について

日にち 7月15日～

場 所 北条農村環境改善センター

- 概要・体力・運動能力測定調査の運営、広報誌「県民のスポーツ」の執筆等について協議。今後の予定について確認
- ・「ほおるんビンゴ」の実技研修

## 7 夏休みイベントカレンダーの配布について

7月17日、北条・大栄小学校児童に夏休みイベントカレンダーを配布しました。カレンダーを確認しながら、夏休みを計画的に豊かな体験ができるようにするとともに家庭教育12か条により、家庭でルールを決めながら、規則正しく、健やかな生活ができるよう啓発しました。

## 8 第1回青少年育成会について

日にち 7月17日

場 所 第1委員会室

- 概要・最近の少年非行・地域安全活動の様子について
- ・長期休業中の各学校・団体等の取り組みについて

## 9 第2回北栄町人権教育推進協力員会議について

日にち 7月22日

場 所 大栄農村環境改善センター

概要・研修「無縁社会と人権」

- 講師 北栄町社会福祉協議会 前田悦子さん、福祉課 田中室長
- ・人権を学ぶ会事前打合せ

## 10 昔の首飾りを作ろうについて

日にち 7月23日

場 所 中央公民館

- 概要・小中学生を対象に勾玉を磨き、首飾りを作る。
- ・貫頭衣を着て、記念写真を撮る。

## 11 今後の予定

### (1)北栄町合併15周年記念事業

企画展「生田和孝の手仕事」

～鳥取民藝運動から生まれた丹波の陶工～

期 間 8月8日(土)～9月27日(日)

概要・所蔵品から約70点選び、関わりのあった河井寛治郎、河井武一、棟方 志功、長谷川  
富三郎等の作品を加え、作陶30年の手仕事を紹介  
・講演会 演題:「観陽コレクションの想いで」  
講師:最勝院住職 生田公蔵氏  
期日:8月30日(日) 13:30~  
場所:北栄町中央公民館講堂  
・ワークショップ「鎚・面取技法で器を作る」  
期日:8月16日(日) 13:30~  
8月23日(日) 10:30~  
場所:北栄町民芸実習館  
対象:一般  
人数:10名程度/回

## 12 ほくほくプラザについて

### ①分かりやすいじんけんの話

第2回「人生は前向きに！～みんなでなくそう 差別といじめ～」

日時 7月12日(日) 午後1時30分～3時00分

概要 同和問題についての講演会

講師 オフィス星野トーン高知校 代表 夫婦漫才コンビ

中山まさともさん・つかささん

会場 北条農村環境改善センター

参加者 52名

### ②絵本の読み聞かせ会

日時 7月5日(日) 午前10時～11時

概要・人形劇「すいかのたね」

・絵本「ばけばけばけばけばけたくん」

参加者 54名(幼27小8大19)

### ③金山寺みそ作りとおしゃべりサロン

日時 7月17日(金)午前9時～11時

概要・金山寺みそ作りをしたあと軽食を囲んで会話を楽しむ。

参加費 100円(軽食材料費)

## 今後の予定

### ①絵本の読み聞かせ会

日時 8月9日(日) 午前10時～11時

概要・人形劇「さんまいのおふだ」

・絵本「せみとりめいじん」

### ②ほくほく食堂

日時 7月30日(木)午前9時30分～午後4時45分

対象 誰でも参加可(幼児保護者同伴要)

概要 みんなで食事・遊び・夏休みの宿題をする。

参加費 子ども無料 大人200円

定員 50名

職場体験教室「コナンの家 米花商店街で働いてみよう！」

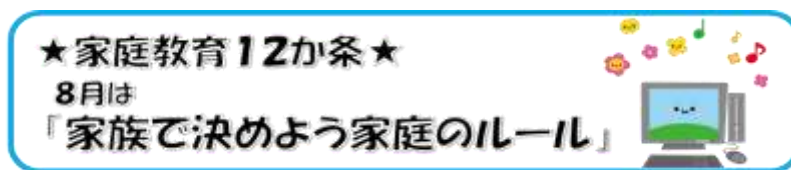
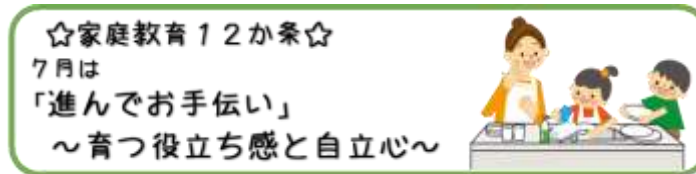
日時 7月31日(金)午前8時50分～午後12時10分

対象 小学生

概要 接客を通じマナーや販売の仕組みを学ぶ。

参加費 無料

定員 20名



## =図書館=

### 1 蔵書点検の結果について

#### (1) 図書館本館

蔵書数 97,624冊

所在不明資料 68冊

うち昨年の蔵書点検から1年間で所在不明になった資料 14冊(前年30冊)

#### (2) 北条分室

蔵書数 24,244冊

所在不明資料 10冊

うち昨年の蔵書点検から1年間で所在不明になった資料 8冊(前年5冊)

### 2 出前音読教室について

概要 参加者全員で昔話や童話、絵本などを声に出して読むほか、手遊びや歌なども取り入れ、脳の活性化を図る。

#### (1) 松神自治会

日時 7月8日(水)午後1時30分～2時30分

場所 松神公民館

参加者 20人

#### (2) 六尾自治会

日時 7月17日(金)午後1時30分～3時30分

場所 六尾構造改善センター

参加者 16人



### 3 「本の特集コーナー」について

期 間 7月1日（水）～7月31日（金）

#### (1) 図書館1階フロア

夏の絵本、七夕と「涼」、夏休み自由研究、雨の日の過ごし方、感染症&免疫力強化、新型コロナウイルス関連など

#### (2) 北条分室

芥川賞・直木賞候補作&著者過去作品、七夕、自由研究おたすけ本、家庭教育12か条（7月）「進んでお手伝い」など

### 4 月例の講座・行事の実施状況について

事業名	期 日	場 所	参加人数	開催の目安
おはなし会 (読み聞かせ)	7/5(日)	図書館本館	3人	毎週(日)
	7/12(日)		6人	
	7/19(日)		人	
	7/26(日)		人	
	7/2(木)	大誠こども園	5歳児	第1(木)
	7/14(火)	大谷こども園	4・5歳児	第2(火)
	7/28(火)	由良こども園	5歳児	第4(火)
	7/8(水)	栄保育所	未満児	第1(水)
あたまイキイキ 音読教室	7/16(木)	図書館本館	10人	第3(木)
土曜講座 「源氏物語」を読む	7/11(土)	図書館本館	13人	第2・4 (土)
	7/25(土)		人	

### 5 図書館の貸出状況等について

2020年6月分の貸出等実績

		来館者数 (人)	貸出冊数 (冊)
6月の貸出実績 (前年同月分)	図書館	1,812 (2,836)	3,488 (4,389)
	北条分室	810 (1,136)	1,621 (2,001)
4月からの累計 (前年同月分)	図書館	5,453 (7,014)	10,590 (13,632)
	北条分室	2,327 (3,168)	4,923 (5,599)

【訂正】6月行政報告

2020年5月分の貸出等実績

		来館者数 (人)	貸出冊数 (冊)
5月の貸出実績 (前年同月分)	図書館	1,767 (3,803)	4,189 <del>5,994</del> (4,591)
	北条分室	864 (1,069)	1,805 (1,834)
4月からの累計 (前年同月分)	図書館	3,641 (7,014)	7,102 <del>8,907</del> (9,243)
	北条分室	1,517 (2,032)	3,302 (3,598)

## =中央公民館=

### 1 中央公民館ロビー展について

(1)期 間 7月1日(水)~7月15日(水)

概 要 社会を明るくする運動展

(2)期 間 7月16日(木)~7月31日(金)

概 要 油絵教室作品展

### 2 シニアクラブについて

「総合学習」

日 時 7月6(月)午後2時~4時

場 所 中央公民館大栄分館 講堂

参加者 37名

概 要 暮らしの講座「知って得 終活あれこれ」

講 師 倉吉公証役場公証人 中本 昌彦さん

「コース別学習」

日 時 7月20(月)午後2時~4時

場 所 中央公民館、北条体育館

参加者 名

概 要 パソコン、絵手紙、合唱、ニュースポーツ、フラダンス、習字、絵画、食を考える

### 3 おもしろまなびタイムについて

日 時 7月15日(水)午後4時~5時

場 所 中央公民館 講堂

参加者 20名

概 要 空き箱やペーパー皿で竹とんぼを作って飛ばして遊んだり、葉作りを体験した。

講 師 公民館職員・図書館北条分室司書

#### 夏休わくわく体験 in 山陰海岸ジオパーク

日 時 7月27日(月)午前8時30分～午後4時30分

場 所 鳥取市、岩美町

参加者 23名

概 要 鳥取砂丘ビジターセンターで砂丘の成り立ちの学習と砂絵づくり、遊覧船乗船

#### 4 伝統・伝承体験講座について

「北条砂丘太鼓体験講座」

日 時 7月22日(水)、29日(水) 午後8時～9時

場 所 北条体育館

参加者 名、 名

概 要 北条砂丘太鼓の基本的な叩き方から学び、和太鼓を楽しみながら体験した。

講 師 北条砂丘太鼓 デューン

#### 5 民芸実習館講座について

「木工教室」

日 時 7月9日(木) 午前9時～12時

場 所 北条民芸実習館

参加者 6名

概 要 機械で菓子器や皿を作った。

講 師 本庄 靖男さん

「陶芸教室」

日 時 7月19日(日) 午後2時～4時

場 所 北条民芸実習館

参加者 名

概 要 手捻りで皿や茶碗を作り、色付けや絵付けを体験する。

講 師 山本 悠さん

#### 6 北栄文芸第59号発刊

日 時 7月10日(金)

場 所 北条民芸実習館

投稿者 58名

作品数 66作品

#### 7 北栄ふるさとかるたについて

読み札について

募集期間 6月11日(木)～7月10日(金)

募集対象 町内小中学生、県立鳥取中央育英高、中央高等学園専修学校

概要 北栄町の魅力キーワードを入れた 44 句の読み札を作成

応募総数 127 名、245 作品

## 8 今後の予定について

・ロビー展について

期間 8月1日(土)～8月31日(月)

概要 絵画教室虹色クラブ・木工教室

「総合学習」

日時 8月3日(月)午後2時～4時

場所 中央公民館大栄分館 講堂

概要 交通安全講座「高齢者の交通安全教室」

講師 倉吉警察署交通課

「コース別学習」

日時 8月24(月)午後2時～4時

場所 中央公民館、北条体育館

概要 パソコン、絵手紙、歌唱、ニュースポーツ、フラダンス、習字、絵画、食を考える

・民芸自習館体験講座について

「木版画教室」

日時 8月27日(木) 午後1時30分～3時30分

場所 北条民芸実習館

概要 色紙大の木版画を作るために絵を描く

講師 わたり 弘子さん

=中央公民館大栄分館=

## 1 ロビー展について

(1)期間 7月1日(水)～7月15日(水)

概要 社会を明るくする運動展

(2)期間 7月16日(木)～7月31日(金)

概要 絵手紙教室作品展

## 2 公民館講座について

「小筆教室」

日時 7月7日(火) 21日(火) 午前9時30分～11時30分

場所 中央公民館大栄分館

参加者 8名、名

概要 毛筆で小さい字を書く

講師 道祖尾 良子さん

「パソコンカフェ」

日 時 7月13日(月)27日 午後1時30分～3時30分  
場 所 中央公民館大栄分館  
参加者 8名、 名  
概 要 初歩のパソコン操作を学ぶ

### 3 子どもほくえい塾について

「ステンドグラスアート」

日 時 7月18日(土) 午後1時30分～3時30分  
場 所 中央公民館大栄分館  
参加者 名  
概 要 ガラス絵の具を使って、ステンドグラス風の写真立てを作る。

### 4 今後の予定について

・ロビー展について

期 間 8月1日(土)～8月31日(月)  
概 要 大栄書道愛好会・北栄町写真愛好会

・公民館講座について

「小筆教室」

日 時 8月4日(火)18日 午前9時30分～11時30分  
場 所 中央公民館大栄分館  
概 要 毛筆で小さい字を書く  
講 師 道祖尾 良苑さん

「パソコンカフェ」

日 時 8月24日(月)午後1時30分～3時30分  
場 所 中央公民館大栄分館  
概 要 初歩のパソコン操作を学ぶ

・子どもほくえい塾について

「木のパズル」

日 時 8月10日(月) 11日(火)午後1時30分～3時30分  
場 所 中央公民館大栄分館  
概 要 木に絵を書いてパズルを作る

「ミシン教室」

日 時 8月21日(金)22日(土)午後1時～4時  
場 所 中央公民館大栄分館  
概 要 ミシンでミニトートバックを作る

議案第 56 号

北栄町学生生活支援事業給付金交付要綱の一部を改正する要綱の  
制定について

北栄町学生生活支援事業給付金交付要綱の一部を改正する要綱を制定したい  
ので、北栄町教育長に対する事務委任規則第 2 条の規程により委員会の承認を  
求める。

2020年7月28日

北栄町教育委員会教育長 別本 勝美

記

別紙のとおり

北栄町教育委員会告示第 号

北栄町学生生活支援事業給付金交付要綱の一部を改正する要綱

北栄町学生生活支援事業給付金交付要綱（令和2年北栄町告示第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(対象者) 第2条 略 2 給付金の対象とする学生が通学する学校は次の各号に定める学校とする。 (1)～(4) 略 <u>(5) 前各号に掲げる学校に準ずるものとして教育長が特に認める学校</u></p>	<p>(対象者) 第2条 略 2 給付金の対象とする学生が通学する学校は次の各号に定める学校とする。 (1)～(4) 略</p>

附 則

この要綱は、令和2年7月●日から施行し、令和2年6月9日から適用する。

## 北栄町学生生活支援事業給付金交付要綱（改正後）

### （目的）

第1条 新型コロナウイルスの感染拡大の影響に伴い、大学等に就学している学生の生活費の負担を支えるため、北栄町学生生活支援事業給付金（以下「給付金」という。）を交付し、就学の維持・継続の安定化を図ることを目的とする。

### （対象者）

第2条 給付金の対象者は、北栄町内に住所を有する者又は北栄町の出身者（出身世帯が北栄町内に住所を有している場合に限る。）で、かつ、申請時において次項に規定する学校（以下「対象学校」という。）に在学している学生（以下「対象学生」という。）とする。

2 給付金の対象とする学生が通学する学校は次の各号に定める学校とする。

- （1）大学（大学院を含む）
- （2）短期大学
- （3）専修学校（専門課程に限る）
- （4）高等専門学校（第4学年以上に限る）
- （5）前各号に掲げる学校に準ずるものとして教育長が特に認める学校

### （給付金の額等）

第3条 申請に基づき、対象学生1人につき10万円を交付する。ただし、自宅からの通学者は5万円とする。

2 対象学生1人につき、交付は1回限りとする。

### （申請）

第4条 給付金の交付を受けようとする者は、令和3年1月31日までに北栄町学生生活支援事業給付金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- （1）在学証明書の写し
- （2）自宅通学者ではないことが確認できる書類（自宅通学者として5万円の交付を受けようとする者は不要）
- （3）給付金の振込先預金口座の写し

2 申請は、対象学生の保護者又は扶養者で北栄町内に住所を有する者による代理申請も可能とする。



(交付決定等)

第5条 町長は、前条の規定による北栄町学生生活支援事業給付金交付申請書兼請求書の提出を受けたときは、その内容を審査の上その適否を決定し、適当と認めるときは北栄町学生生活支援事業給付金交付決定通知書兼支払通知書(様式第2号)により、不相当と認めるときは北栄町学生生活支援事業給付金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(返還)

第6条 町長は、前条の規定により給付金の交付決定を受けた者が偽りその他不正の手段により交付決定を受けたときは、給付金の交付決定を取り消し、給付金の全部又は一部を返還させるものとする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、給付金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年6月9日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、返還にかかる第6条の適用については、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和2年7月●日から施行し、令和2年6月9日から適用する。

議案第 57 号

北栄町延長保育実施要綱の一部を改正する要綱の制定について

北栄町延長保育実施要綱の一部を改正する要綱を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第 2 条の規程により委員会の承認を求める。

2020年7月28日

北栄町教育委員会教育長 別本 勝美

記

別紙のとおり

北栄町告示第 号

北栄町延長保育実施要綱の一部を改正する要綱

北栄町延長保育実施要綱(平成17年北栄町告示第18号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、保護者の就労形態の多様化等に<u>伴い、やむを得ない理由による保育時間の延長に対する需要に対応するため、北栄町立認定こども園設置条例北栄町立認定こども園設置及び管理に関する条例(平成24年北栄町条例第2号。以下「条例」という。)</u>第7条に規定する保育時間(以下「通常の保育時間」という。)以外の時間に保育する事業(以下「延長保育」という。)を実施することにより、<u>安心して子育てができる環境を整備し、もって児童及び家庭の福祉の増進を図る</u>ことを目的とする。</p> <p>(実施施設及び時間)</p> <p>第2条 略</p> <p><u>(延長保育の中止等)</u></p> <p>第7条 <u>延長保育を中止または停止しようとする者は、延長保育中止(停止)届(様式第4号)を町長に提出しなければならない。</u></p> <p>2 町長は、次の各号に該当するとき</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、保護者の就労形態の多様化に伴い、<u>通常の保育時間を延長して保育する事業(以下「延長保育」という。)</u>を実施することにより、<u>共働き家庭の子育てを支援</u>することを目的とする。</p> <p>(実施こども園)</p> <p>第2条 略</p>

は、当該対象児童の延長保育を中止または停止することができる。

- (1) 第3条の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が特別に認めるとき。

(利用料)

第8条 町長は、こども園で行う延長保育を利用する保護者から、その経費として、別表第2に定める延長保育料を徴収する。ただし、第1階層及び第2階層に認定された母子世帯等、在宅障がい児(者)のいる世帯の延長保育料の金額は0円とする。

2 略

(利用料の減免)

第9条 町長は、前条の規定にかかわらず、保育料の減免を決定した者がいるときは、その者の利用料を免除又は減額することとする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、延長保育の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

別表第1(第2条関係)

実施施設	延長保育時間
北栄町立北条こども園	保育標準時間 (前)なし (後)午後6時15分から午後7時まで
北栄町立大誠こども園	保育短時間 (前)午前7時15分から午前8時30分 (後)午後4時30分から午後7時まで

(利用料)

第7条 町長は、こども園で行う延長保育を利用する保護者から、その経費として、別表第2に定める延長保育料を徴収する。

2 略

別表第1(第2条関係)

実施こども園名	延長保育時間
北栄町立北条こども園	(前)なし (後)午後6:15~7:00
北栄町立大誠こども園	(前)なし (後)午後6:15~7:00

		分まで	も園	00
北栄町立大誠こども園	保育標準時間	(前)なし (後)午後6時15分から午後7時まで	北栄町立由良こども園	(前)なし (後)午後6:15~7:00
北栄町立大誠こども園	保育短時間	(前)午前7時15分から午前8時30分まで (後)午後4時30分から午後7時まで		
北栄町立由良こども園	保育短時間	(前)午前7時15分から午前8時30分まで (後)午後4時30分から午後7時まで		
北栄町立大谷こども園	保育短時間	(前)午前7時30分から午前8時30分まで (後)午後4時30分から午後6時15分まで		

別表第2(第8条関係)

北栄町保育料基準額表の階層区分	延長保育料の金額
第1階層	0円
第2階層	1日あたり100円 (月の延長保育料の合計が500円を超える場合は500円を上限とする)
第3階層	1日あたり200円 (月の延長保育料の合計が1,000円)

別表第2(第7条関係)

北栄町保育料基準額表の階層区分	延長保育料の金額
第1階層	0円
第2階層	500円
第3階層	1,000円
第4階層以上	2,000円

	を超える場合は 1,000円を上限と する)
第4階層以上	1日あたり400円 (月の延長保育料 の合計が2,000円 を超える場合は 2,000円を上限と する)

(削除)

様式第4号(第7条関係)

様式第4号(第7条関係)

延長保育料等支払(請求)書

年 月 日

請求者 氏 名

住 居 所

延長保育料等支払(請求)書

延長保育料等の利用を停止(中止)した(ため、請求額を再算出(算出)した)等の情  
況により届けます。

人 別 額 計 本	
延 長 保 育 料 延 長 保 育 料 延 長 保 育 料	年 月 日 まで
中止(停止)年月日	年 月 日 理由(場合) 年 月 日まで)
中止(停止)の理由	

第2階層に認定された母子世帯等、在宅障がい児(者)のいる世帯の延長保育料の金額は0円とする。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

## ○北栄町延長保育実施要綱（一部改正後）

### （目的）

第1条 この要綱は、保護者の就労形態の多様化等に伴い、やむを得ない理由による保育時間の延長に対する需要に対応するため、北栄町立認定こども園設置条例北栄町立認定こども園設置及び管理に関する条例（平成24年北栄町条例第2号。以下「条例」という。）第7条に規定する保育時間（以下「通常の保育時間」という。）以外の時間に保育する事業（以下「延長保育」という。）を実施することにより、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童及び家庭の福祉の増進を図ることを目的とする。

### （実施施設及び時間）

第2条 延長保育は、保育時間の延長を必要とする児童がいるこども園において、通常の保育時間を超えて保育時間を延長するものとし、これを実施するこども園及び保育時間は、別表第1のとおりとする。

### （対象児童）

第3条 延長保育の対象となる児童は、やむを得ない事情により通常の保育時間を超え、保育を必要とすると町長が認めた児童とする。

### （延長保育の申請）

第4条 延長保育を申請しようとする者は、延長保育申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

### （可否の決定及び通知）

第5条 町長は、前条の申請を受けたときは、速やかに措置の可否について決定し、延長保育決定（却下）通知書（様式第2号）により通知するものとする。

### （変更届）

第6条 前条の決定を受けた後、延長保育申請の期間等に変更が生じたときは、延長保育変更届（様式第3号）を提出しなければならない。

### （延長保育の中止等）

第7条 延長保育を中止または停止しようとする者は、延長保育中止（停止）届（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、次の各号に該当するときは、当該対象児童の延長保育を中止または停止することができる。

(1) 第3条の要件に該当しなくなったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が特別に認めるとき。

(利用料)

第8条 町長は、こども園で行う延長保育を利用する保護者から、その経費として、別表第2に定める延長保育料を徴収する。ただし、第1階層及び第2階層に認定された母子世帯等、在宅障がい児(者)のいる世帯の延長保育料の金額は0円とする。

2 月の中途に入所又は退所した場合であっても、利用した月の費用は全額を負担しなければならない。

(利用料の減免)

第9条 町長は、前条の規定にかかわらず、保育料の減免を決定した者がいるときは、その者の利用料を免除又は減額することとする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、延長保育の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成24年3月28日告示第15号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成29年9月1日告示第94号)

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。



別表第1(第2条関係)

実施施設		延長保育時間	
北栄町立 北条こども園	保育標準時 間	(前)なし	(後)午後6時15分から 午後7時まで
	保育短時間	(前)午前7時15分から 午前8時30分まで	(後)午後4時30分から 午後7時まで
北栄町立 大誠こども園	保育標準時 間	(前)なし	(後)午後6時15分から 午後7時まで
	保育短時間	(前)午前7時15分から 午前8時30分まで	(後)午後4時30分から 午後7時まで
北栄町立 由良こども園	保育標準時 間	(前)なし	(後)午後6時15分から 午後7時まで
	保育短時間	(前)午前7時15分から 午前8時30分まで	(後)午後4時30分から 午後7時まで
北栄町立 大谷こども園	保育短時間	(前)午前7時30分から 午前8時30分まで	(後)午後4時30分から 午後6時15分まで

別表第2(第8条関係)

北栄町保育料基準額表の 階層区分	延長保育料の金額
第1階層	0円
第2階層	1日あたり100円(月の延長保育料の合計が500円 を超える場合は500円を上限とする)
第3階層	1日あたり200円(月の延長保育料の合計が1,000 円を超える場合は1,000円を上限とする)
第4階層以上	1日あたり400円(月の延長保育料の合計が2,000 円を超える場合は2,000円を上限とする)

様式第1号(第4条関係)

様式第1号(第4条関係)

延長保育申請書

年 月 日

北栄町長 様

住 所  
保護者名



下記の事由により、延長保育の利用を申請します。

入所している 施設名				
児 童 名	年 月 日生			
	年 月 日生			
	年 月 日生			
保 護 者 の 状 況				
続 柄	氏 名	勤 務 先	勤 務 時 間	仕 事 の 内 容
			(平日) : ~ : (土曜) : ~ :	
			(平日) : ~ : (土曜) : ~ :	
延長保育を必要とする期間	(期間) 年 月 日から 年 月 日まで			
備 考				

## 様式第2号(第5条関係)

様式第2号(第5条関係)

### 延長保育(変更)決定(却下)通知書

入所している 施設名	
児 童 名	年 月 日生
延長保育の期間	年 月 日から 年 月 日まで
理 由	

さきに申込みのあった延長保育利用については、上記のとおり(変更)決定(却下)しましたので通知します。ただし、決定期間中において延長保育申請事由に変更が生じたときは、決定の内容を変更することがあります。

年 月 日

様

北栄町長



様式第3号(第6条関係)

様式第3号(第6条関係)

延 長 保 育 変 更 届

年 月 日

北栄町長 様

住 所

保護者名



延長保育の利用について、次のとおり変更が生じたので、北栄町延長保育実施要綱第6条の規定により届け出ます。

入所している 施 設 名	
児 童 名	年 月 日生
異 動 事 項	(1) 延長保育を利用する期間に変更が生じた。 (実際利用する期間) 年 月 日から 年 月 日まで  (2) その他 ( )
異 動 の 理 由	

# 様式第4号(第7条関係)

様式第4号(第8条関係)

## 延長保育中止(停止)届

年 月 日

北栄町長 様

住 所

保護者名

印

延長保育の利用を中止(停止)したいため、北栄町延長保育実施要綱第7条第1項の規定により届け出ます。

入 所 施 設 名	
児 童 氏 名 及 び 生 年 月 日	年 月 日生
中止(停止)年月日	年 月 日から (停止の場合 年 月 日まで)
中止(停止)の理由	

議案第 58 号

北栄町学校給食用食材関連事業者支援補助金交付要綱の制定について

北栄町学校給食用食材関連事業者支援補助金交付要綱を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第 2 条の規定により委員会の承認を求める。

2020 年 7 月 28 日提出

北栄町教育委員会教育長 別 本 勝 美

記

別紙のとおり

## 北栄町学校給食用食材関連事業者支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、北栄町補助金等交付規則(平成17年北栄町規則第43号。以下「規則」という。)の規定に基づき、北栄町学校給食用食材関連事業者支援補助金(以下「補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 新型コロナウイルスを要因とする北栄町学校給食用食材の発注キャンセル等に伴い減収を生じさせることとなった町内事業者(以下「事業者」という。)に対し、補助金を交付することにより事業者の経営を支援し、その後の学校給食実施の安定を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象者は、北栄町学校給食用食材関連事業者のうち、新型コロナウイルスを要因とする北栄町立小中学校の給食中止により減収となる北栄町内に営業所を置く事業者とする。

(補助対象経費)

第4条 前条において、補助対象経費(減収額)として認める額は、施行日から令和3年3月31日までの期間における次の各号に掲げる場合とする。ただし、販売等により収益がある場合、又は他制度等により金銭的な補填がある場合はその額を除く。

- (1) 発注した食材等をキャンセルしたことにより廃棄せざるを得なくなった分の給食センターの購入予定額
- (2) 発注前後にかかわらず、北栄町学校給食用として既に生産していた青果及び加工品について、給食中止により納品できなかった分の給食センターの購入予定額
- (3) 発注前後にかかわらず、北栄町学校給食用ご飯、パンについて、給食中止により当初予定していた業務が実施できなくなり、実際に減収となった額
- (4) 上記第1号及び第2号において他の市場等で販売できた食材のうち、給食センター購入予定額の3分の2以下となったときはその差額
- (5) 上記第1号及び第2号において、納品予定食材を廃棄したときに要した処分料
- (6) その他、明らかな減収実績額のうち、町長が認めた額

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する対象経費の2分の1の額とする。

(交付申請及び請求)

第6条 補助金の給付を受けようとする事業者は、北栄町学校給食用食材関連事業者支援補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に必要書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助対象経費の決定)

第7条 町長は、申請書に基づき、本補助金の対象経費を審査し決定する。

2 事業者は、審査上必要となる資料の追加を町に求められたときは、遅滞なく提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情により資料の提出ができない場合は、事業者は内容証明をもってこれに代えることができる。

3 町長は、決定した補助対象経費及び支援金の額について事業者へ通知する。(様式第2号)

4 事業者は、町の決定額について不服がある場合は、前項の通知後7日以内に申し出ることができる。

(補助金の交付)

第8条 町長は、決定した補助金について、前条による決定通知日より原則30日以内に交付する。

(補助金の返還)

第9条 事業者は、補助金交付後において補助対象経費に変更が生じた場合は、遅滞なく町へその旨を報告しなければならない。

2 町長は、前項の報告があったときは、補助対象経費を再審査し、当初審査額の2割以上の減額があった場合に限り、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月24日から施行する。



年 月 日

北栄町学校給食用食材関連事業者支援補助金交付申請書兼請求書

北栄町長 様

企業名又は商号  
代表者氏名

印

北栄町学校給食用食材関連事業者支援補助金の交付を受けたいので、北栄町補助金等交付規則及び北栄町学校給食用食材関連事業者支援補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 \_\_\_\_\_ 円

補助対象経費 \_\_\_\_\_ 円 × 1 / 2 = \_\_\_\_\_ 円 ※端数切り捨て

2 補助対象経費の内訳

対象理由 (要綱4条1項の 各号の別)	算定における内訳	補助対象額 ※各号、小数点第一位を四 捨五入し算出すること
第4条1項 号		円
第4条1項 号		円
第4条1項 号		円
合計		円

3 添付書類

上記算定額を確認できる書類等の写し

第 号  
年 月 日

様

北栄町長 印

北栄町学校給食用食材関連事業者支援補助金交付決定通知書兼支払通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付について、下記のとおり決定したので北栄町学校給食用食材関連事業者支援補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

併せて、本補助金を下記のとおり支払いますので通知します。

記

1 補助金交付決定額 円

2 内 訳

要綱4条1項に掲げる 号の別	金 額	備 考
合 計		
補助金の額（合計×1／2）		※四捨五入

3 支払先等

(1) 振込口座：北栄町債権者登録口座

(2) 振込予定日： 年 月 日

議案第 59 号

北栄町学北栄町区域外通学者給食費負担軽減給付金交付要綱の  
制定について

北栄町区域外通学者給食費負担軽減給付金交付要綱を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第 2 条の規定により委員会の承認を求める。

2020 年 7 月 28 日提出

北栄町教育委員会教育長 別 本 勝 美

記

別紙のとおり

## 北栄町区域外学校通学者給食費負担軽減給付金交付要綱

### (目的)

第1条 北栄町外の学校に通う小、中学生の保護者に対し、北栄町区域外学校通学者給食費負担軽減給付金(以下「給付金」という。)を交付し、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う経済的負担を軽減することを目的とする。

### (対象者)

第2条 給付金の対象者は、令和2年7月1日時点において、北栄町内に住所を有し、かつ、北栄町外の学校に通う小中学生の保護者(以下「対象者」という。)とする。ただし、令和2年度において北栄町学校給食費の減免を受けている児童生徒については対象外とする。

### (給付金の額及び上限額)

第3条 給付金の額は、在学校における令和2年度の給食1食あたりの基本単価(以下「算定給食費単価」という。)を北栄町の令和2年度の給食費1食基本単価(小学校278円、中学校330円)で除した値が1.0以上である場合は、次の各号の額を給付額とし、1.0未満の場合は、その割合に次の各号の金額を乗じた額をもって給付額とする。なお、令和2年度給食費単価が定められていない学校については、前年度の給食費の1食単価実績を算定給食費単価とみなす。ただし、給食費に係る就学援助費を受給している者については、在学校の給食費1食単価より1食あたりに支給される就学援助費を差し引いた額を算定給食費単価として計算する。

(1) 小学校課程の児童1人につき14,400円

(2) 中学校課程の生徒1人につき16,500円

2 学校給食を実施していない学校に通う児童生徒に係る給付金の額は、前項各号の金額をもって給付額とする。

### (申請)

第4条 給付金の交付を受けようとする者は、令和2年9月30日までに北栄町

区域外学校通学者給食費負担軽減給付金交付申請書兼調査同意書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

(交付決定等)

第5条 町長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、北栄町区域外学校通学者給食費負担軽減給付金交付決定通知書兼支払通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(返還)

第6条 町長は、前条の規定により給付金の交付決定を受けた者が偽りその他不正の手段により交付決定を受けたときは、給付金の交付決定を取り消し、給付金の全部又は一部を返還させるものとする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、給付金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月28日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

北栄町区域外通学者給食費負担軽減給付金交付申請書兼調査同意書

年 月 日

北栄町長 様

申請者（保護者）

住所

氏名

印

電話番号

下記対象児童生徒に係る北栄町区域外通学者給食費負担軽減給付金の交付を受けたいので、北栄町区域外通学者給食費負担軽減給付金交付要綱第4条の規定により申請します。

また、給付額の算定のため、対象児童生徒にかかる就学援助費の受給決定状況について、北栄町が在-schoolへ調査確認を行うことに同意します。

記

<対象児童生徒>

フリガナ			住所			
氏名			実際の居住地	<input type="checkbox"/> 住所と同じ <input type="checkbox"/> 住所地と異なる ( )		
生年月日	年	月		日		
電話番号	-	-				
在-school	学校名					
	学年・所属等					

<給付金受給指定口座>

フリガナ													
口座名義													
振込先金融機関	銀行 金庫 農協					支店名			支店 出張所				
預金種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座		口座番号										
ゆうちょ銀行の場合 ※見開き下の口座番号	店名		店番			口座番号							
(ゆうちょ記載例)	五	二	八	5	2	8	1	0	1	7	●	●	●

第 号  
年 月 日

住所  
氏名 様

北栄町長 印

北栄町区域外通学者給食費負担軽減給付金交付決定通知書兼支払通知書

年 月 日付で申請のあった給付金の交付について下記のとおり決定したので、  
北栄町区域外通学者給食費負担軽減給付金交付要綱第5条の規定により通知します。

また、給付金を下記のとおり支払いますのであわせて通知します。

記

1 交付決定額 円

2 支払方法

(1) 振込口座： 申請者指定口座

(2) 振込予定日： 年 月 日